

奈良市環境基本計画推進会議開催要項

(趣旨)

第1条 「第3次奈良市環境基本計画」(以下「基本計画」という。)を総合的かつ効果的に推進するため、奈良市環境基本条例(平成11年奈良市条例第5号)第20条の規定に基づく、奈良市環境基本計画推進会議(以下「推進会議」という。)の開催に関し必要な事項を定めるものとする。

(意見等を求める事項)

第2条 推進会議において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 基本計画の推進方策の検討及び協議に関すること。
- (2) 市民、事業者及び行政の環境の保全及び創造に関する取組の連携及び促進に関すること。
- (3) 基本計画の推進状況の点検及び評価に関すること。
- (4) 環境の保全及び創造に関する情報の共有に関すること。

(参加者)

第3条 市長は、次に掲げる者のうちから、推進会議への参加を求めるものとする。

- (1) 奈良市環境審議会の委員
- (2) 学識経験のある者
- (3) 市民活動を行う者
- (4) 事業活動を行う者
- (5) その他市長が適当と認める者

2 前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して推進会議への参加を求めるものとする。

(任期)

第4条 参加者の任期は、1年とする。ただし、再任されることを妨げない。

2 参加者が欠けた場合における補欠の参加者の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 推進会議の参加者は、奈良市環境審議会の委員の中から参加者の互選により推進会議を進行する座長を定めるものとする。

2 市長は、参加者の意見を聴き、必要があると認めるときは、推進会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴くことができる。

(報償費)

第6条 環境基本計画推進会議参加者には、会議出席1回につき環境基本計画推進会議参加者謝礼として5,000円を支給する。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、環境政策課において処理する。

(施行の細目)

第8条 この要項に定めるもののほか、推進会議の運営その他について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要項は、令和6年10月1日から施行する。